

第 62 回護憲大会第 5 分科会

憲法とともに歩んだ戦後 80 年（憲法入門編）～9 条と人権規定を中心に

2025.11.9 清水雅彦（日本体育大学・憲法学）

はじめに

- ・2020 年 4 月結党の参政党が 2025 年参議院選挙比例区で立憲民主党を上回る 742 万票獲得
- ・2025 年 5 月公表参政党「新日本憲法（構想案）」…天皇主権へ、君が代・日の丸・元号を憲法に規定、徴兵制の復活、神話・教育勅語教育、大幅な人権規定の削除、自衛軍保持、外国人排除等
- ・「なぜ、無関心層には、排外主義や歴史修正主義が刺さるのか。これらの『邪悪』の対置に民主主義的価値観や近代啓蒙思想があるとして、そういった進歩的概念は『勉強しないと体得できない』からである。……無知・無関心の人にとって、人類が約 2 世紀かけて作り上げてきた天賦人権論は、『難しすぎる』のである」（古谷経衡「参政党躍進の本質－注視すべきは極右的主張より『政治的無関心層』」『言論空間』2025 秋号）

一 憲法とは何か

1 憲法の役割と構造

① 社会・国家

- ・原始共産制社会→奴隸制社会→封建制社会→資本主義社会→

② 権力支配の正当化論

- ・近代市民革命前…暴力、神話（王権神授説、古事記・日本書紀等） ←「人の支配」
- ・近代市民革命後…憲法 ←「法の支配」

2 近代憲法と現代憲法

① 近代憲法

- ・主に 18 世紀以降の近代市民革命後に登場
 - …「人は生まれながらにして自由かつ平等」というブルジョアジーのイデオロギー財産権など経済的自由と私有財産制度を保障する資本主義（ブルジョア）憲法とはいえブルジョアジー以外にも有益な自由権を保障
 - ・自由権…国家からの自由、人身の自由・経済的自由・精神的自由
 - ・自由権を保障する国家…自由国家、消極国家、夜警国家

② 現代憲法

- ・20 世紀以降の労働運動・社会主義運動を受けて登場
 - …労働運動・社会主義運動の成果としての財産権の制約と社会権の保障（上部構造）
 - 社会主義革命の防止と修正資本主義の容認という資本家階級の妥協の産物（下部構造）
 - ・社会権…国家による自由、生存権・教育を受ける権利・労働基本権
 - ・社会権を保障する国家…社会国家、積極国家、福祉国家

③ 日本国憲法

- ・天皇制という封建制の遺物を残す資本主義（修正資本主義容認）憲法（ブルジョア憲法）
- ・2 章戦争の放棄…国家権力制限規範として戦争・軍隊に対する規定がある重み

二 憲法 9 条と現実

1 政府の 9 条解釈・制約と現実

① 従来の政府の 9 条解釈・制約

- ・9 条 2 項…「戦力」は「自衛のための必要最小限度の実力を超えるもの」
→「実力」は憲法上保有できる（自衛隊を違憲としない政府の解釈、警察以上軍隊未満）
- ・国会論戦と世論によって構築された 9 条による制約

…自衛隊の海外派兵の禁止（1954年参議院決議）
専守防衛（1955年杉原荒太防衛庁長官答弁など）
集団的自衛権行使の否認（1972年・1981年政府見解）
防衛費の GNP 比 1 % 枠（1976年閣議決定）

② 形骸化する政府の 9 条政策

- ・自衛隊の実態…世界の軍事費・防衛費ランキングで日本は第 8 位～第 10 位
- ・9 条による制約の形骸化
 - …自衛隊の海外派兵の禁止→ 1991 年掃海艇「派遣」、1992 年 PKO 法制定、2001 年テロ対策特措法制定、2003 年イラク特措法制定、2015 年「安保法制」（戦争法）制定、2022 年「安保関連 3 文書」による「反撃能力」「敵地攻撃能力」「相手国攻撃能力」等）
 - 専守防衛→「先制攻撃」としての「反撃能力」「敵地攻撃能力」等）
 - 集団的自衛権行使の否認→2014 年解釈改憲（閣議決定）、2015 年立法改憲で可能に
 - 防衛費の GNP 比 1 % 枠→1986 年撤廃、2022 年 12 月「安保関連 3 文書」で 2027 年度 GDP 比 2 %、2023～27 年度総額約 43 兆円

2 自衛隊の戦力化・防衛費増額問題

① 増額の状況

- ・2016 年度から 2022 年度まで防衛費（当初予算）は 5 兆円台
- ・2023 年度が 6.8 兆円、2024 年度が 7.9 兆円、2025 年度 8.7 兆円
- ・防衛費 GDP 比 2 % で世界の軍事費・防衛費ランキングで日本は第 3 位へ ←これが実力？

② 問題点と対案

- ・自衛隊は「実力」にすぎない、海外派兵しない、専守防衛に徹するから合憲としたはず
- ・「敵地攻撃」と防衛費 GDP 比 2 % で自衛隊と 9 条の矛盾拡大→矛盾解消のための改憲
- ・自衛隊・安保がないと不安？…中国・朝鮮・ロシアが日本を突然攻める？
アメリカが戦争を始めた場合の巻き込まれの可能性が大
軍隊のあったウクライナは？ 核保有国イスラエルは？
- ・世界に既に存在する軍隊のない 26 の国家
 - …アンドラ、クック諸島、コスタリカ、ドミニカ、グレナダ、アイスランド、キリバス、リヒテンシュタイン、マーシャル諸島、モーリシャス、ミクロネシア、モナコ、ナウル、ニウエ、パラオ、パナマ、サモア、サンマリノ、ソロモン諸島、セントキツ・ネービス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディンズ、トゥバル、ヴァヌアツ、ヴァチカン、ルクセンブルク
- ・防衛費の大幅増加教育・福祉などに回すか
 - …大学授業料無償化 1.8 兆円、小中給食無償化 0.5 兆円、健康保険負担 0.5.2 兆円で実現

三 憲法の人権規定と現実～基本規定

*○○権→学説上も判例上も確立した権利、○○権→学説上確立した権利
アンダーラインがない権利・自由は憲法に明記又は当然保障されるもの

1 幸福追求権（13 条）

① 包括的権利（性格）

- ・憲法の条文で明らかにされている個別的権利以外に不可欠な権利がある
- ・基本権カタログとして条文化されている権利だけでは網羅できない
- ・歴史の発展と共に新たに人間の尊厳が脅かされる可能性がある
→個別的人権の枠からはみ出す権利を包括的に保障する具体的独立的権利

② 人格権

- ・肖像権…京都府学連事件（1969 年最高裁判決）で承認

- ・名誉権…刑法の名誉毀損罪（230条）、民法の名誉毀損（710条）に対応
- ・氏名権…NHK日本語読み訴訟（1988年最高裁判決）で承認

③ プライバシー権

- ・「宴のあと」事件（1964年東京地裁判決）で承認
- ・一人で放っておいてもらう権利
- ・私生活をみだりに公開されない権利
- ・自己情報をコントロールする権利

⇒法規制なしに監視カメラ増殖、秘密保護法制定、共通番号制度導入、「共謀罪」法制定等

④ 自己決定権

- ・自己決定一般
- ・リプロダクションの自由（避妊・中絶など）
- ・ライフスタイルの自由（髪型・服装など）
- ・死に関する権利（尊厳死・安楽死など）

⇒健康増進法で「健康増進」が国民の責務に、「ブラック校則」の強制等

2 法の下の平等（14条）

① 相対的平等 ≠ 絶対的平等

- ・事実上等しいものは法的に等しく、事実上等しくないものはその特質に従って法的に等しく扱うべき、同一事情・条件の下では等しく扱う

② 許される合理的区別 ≠ 差別

- ・事実上の差異が存在すること
- ・差異に基づく差別的取り扱いが正当な目的に基づくこと
- ・差別的取り扱いの必要性が認められること
- ・差別的取り扱いの態様・程度が社会通念上許容範囲内であること
- ・例…

⇒なくならない女性・障がい者・部落差別等、消費税率引き上げ（応能分担原則に反する）

ex. 所得税最高税率最高 75% → 45%、法人税基本税率 43.3% → 23.2%

- ・2025年3月期決算の上場企業の役員報酬額

… 1位ソフトバンク G のレネ・ハース取締役 49 億円（前年も 1 位で 34.5 億円）

2 位以下は人物名略で 2 位ダイキン工業 44 億円、3 ソニー 25 億円、4 位野村 HD22.8 億円、5 位武田薬品 21.6 億円、6 位トヨタ 19.5 億円、7 位伊藤忠 18.2 億円、8 位東京エレクトロン 15.7 億円、9 位ソニー 13.6 億円、10 位日立 12.2 億円

③ 結果の平等

- ・不平等の積極的解消措置（affirmative action）
- ・（米）アフリカ系に対する雇用・大学入学の際の優先的枠組み
(北欧) 女性に対するクオーター制度
- ・(日) 障がい者に対する障害者雇用促進法

④ 夫婦・両性の平等（24条）

- ・家制度の解体を目指す

⇒民法 750条（夫婦同姓の強制・選択的夫婦別姓を認めず、最高裁が 2015・21 年に合憲）
刑法 212 条（中絶をした女性を罰する墮胎罪、自己決定権からも問題）

四 憲法の人権規定と現実～自由権

1 人身の自由

① 奴隸的拘束・意に反する苦役からの自由（18条）

- ・奴隸的拘束…本人の同意があっても民法第90条により公序良俗違反で無効
 - ・意に反する苦役…徴兵制度は9条、13条、18条により違憲
- ⇒石破首相の持論は徴兵制の合憲化、2025年参政党「創憲案」で徴兵制合憲化規定

② 適正手続の保障（31条）

- ・手続的側面…刑罰を科するには法律の定める手続必要（刑事訴訟手続の法定）
- ・実体的側面…刑罰を科するには法内容は正当なものでなければならない
罪刑法定主義、明確性の原則

③ 被疑者の権利

- ・不当な逮捕からの自由（33条）…原則は令状主義
例外は現行犯、準現行犯、緊急逮捕
- ・抑留・拘禁理由の告知を受ける権利・開示請求権、弁護人依頼権（34条）
- ・不当な侵入、搜索、押収からの自由（35条）

⇒職務質問の際の所持品検査や検問の際の車内捜索は？

④ 刑事被告人の権利

- ・公平・迅速・公開裁判を受ける権利（37条1項）
- ・証人の審問権・喚問請求権（37条2項）…被告人に不利な証人と有利な証人
- ・弁護人依頼権（37条3項）…必要的弁護、国選弁護人制度も
- ・不利益供述強要の禁止等（38条）
…黙秘権の保障（1項）、自白排除の法則（2項）、補強証拠の法則（3項）

⇒自白しないと釈放しない人質司法、「自白」だけで死刑判決等

⑤ その他

- ・公務員による拷問・残虐刑の禁止（36条）
…死刑合憲論（13条、31条）と違憲論（9条、13条、36条）
 - ・遡及処罰の禁止と一事不再理の原則（39条）
- ⇒死刑についての全面廃止国113、通常犯罪のみ・事実上廃止国32⇒存置国54、執行国15
死刑執行国はアジア・アフリカの一部の国、アメリカは州で違い、先進国では日本だけ
1989年死刑廃止条約採択、国連・国連機関は何度も日本政府に死刑廃止を勧告

2 精神的自由

① 思想・良心の自由（19条）

- ・ある思想や良心を持つことの強要の禁止又は禁止の禁止
- ・持っていること・持っていないことを理由とする不利益取り扱いの禁止
- ・告白の強要禁止=沈黙の自由
- ・意義…権力者の憎む「異端思想」を抑圧しないことに本質がある

⇒国鉄分割民営化時の組合差別、依然続く学校現場での日の丸・君が代の強制等

② 信教の自由（20条）

（信教の自由）

- ・信仰の自由…内心において宗教を信じ又は信じない自由
- ・宗教的行為の自由…宗教的行為を行う・参加する又はしない自由
- ・宗教的結社の自由…新たな宗教団体を結成し、維持する自由
(政教分離)
- ・国教の禁止…国教の禁止
- ・利益供与の禁止…政治的、経済的、思想的優遇の禁止
- ・政治的権力行使の禁止…宗教団体の政治活動の禁止
- ・宗教教育の禁止…国公立学校における特定宗教教育の禁止

- ・宗教活動の禁止…国・自治体による宗教活動の禁止
⇒首相の靖国神社参拝（公式参拝も小泉首相らの曖昧参拝も違憲、歴史的にも参拝は問題）

③ 表現の自由（21条）

- ・表現の自由を支える価値…自己実現と自己統治
- ・表現の自由一般
- ・報道の自由…博多駅事件（1969年最高裁決定）で承認、戦前の報道統制反省
- ・取材の自由…博多駅事件で承認、報道の自由の前提としての取材の自由区別
- ・知る権利…メディアの発達、表現の受け手の自由（聞く・見る・読む自由）
- ・集会・結社の自由…デモ行進=動く公共集会として保障
- ・表現内容による規制…△わいせつ表現、○プライバシー、○名誉毀損、○差別的表現（ヘイト・スピーチ）
- ・表現手段による規制…△戸別訪問（公職選挙法138条）、△デモ（公安条例）
⇒立川テント村等ビラ配布弾圧事件、NHKの番組改編・会長人事、秘密保護法等

④ 学問の自由（23条）

- ・研究活動の自由・研究成果発表の自由…誰でも
- ・教授の自由…高等教育機関の教員は全面的に、初等中等教育機関の教員は一定の範囲で認められる
- ・大学の自治…人事の自治、研究・教育内容・方法の自治、施設・学生管理の自治、教授会は研究・教育面、理事会は運営面、学生・職員は関与する範囲で
⇒学長権限の強化、学術会議任命拒否問題、日本学術会議法改正問題等

3 経済的自由

① 居住・移転・職業選択の自由（22条）

- ・居住・移転の自由（1項）…近代以降の資本主義（ブルジョア）憲法規定
- ・職業選択の自由（1項）…同上、営業の自由も保障（+29条）
- ・外国移住・国籍離脱の自由（2項）…一時的な海外渡航の自由も含まれる
⇒新型インフルエンザ等特措法での外出自粛要請等

② 財産権（29条）

- ・財産権の不可侵（1項）…近代以降の資本主義（ブルジョア）憲法規定
- ・財産権の制約（2項）…現代以降の修正資本主義憲法規定
⇒新型インフルエンザ等特措法での各種制限等

③ 営業の自由（22・29条）

⇒新型インフルエンザ等特措法での補償なき営業自粛要請等

五 憲法の人権規定と現実～社会権

1 生存権（25条）

- ・国家による国民の生存保障…国民は国家に具体的な立法その他要求可能
- ・生存権保障のための制度
 - …公的扶助（最低限度の生活ができない人に補助、生活保護法など）
 - 社会保険（健康保険、年金、雇用保険、労災保険など）
 - 社会手当（育児手当や特別障害者手当など）
 - 社会福祉（様々なハンディキャップを負った人々に対する公的支援）
 - 公衆衛生（保健所・国公立病院の設置、上下水道の整備、ゴミ処理など）
 - 公害規制（事前の各種規制、事後の賠償）
- ・環境権…13条・25条を根拠に主張、具体化には立法など必要
⇒金額も受給率も低い生活保護、本人自己負担率が増える健康保険制度

新自由主義改革に伴う社会保障改悪

cf. 欧州では税金で医療費無償化の国が多い

2014 年の医療介護総合確保法で都道府県「地域医療構想」義務化（病床・病院削減へ）

1994 年の地域保健法改正で保健所の広域化・統廃合（全国の保健所の数が 1991・92 年 852 か所から 2024 年 468 か所へ、東京都民より大阪府民の方がコロナ死者多い）

日本の ICU13.5 床（2020 年厚労省統計では特定集中治療室管理料だけでなく救命救急入院料・ハイケアユニット入院医療管理料の病床も加える方式、人口 10 万人当たり、アメリカ 34.7 床、ドイツ 29.2 床）

日本の医師数 2.4 人（2019 年の OECD データ、人口 1000 人当たり、2000 年以前は 2 人未満、OECD 平均 3.5 人、OECD 加盟 36 か国〔当時〕中 32 位）

2 教育を受ける権利（26 条）

- ・国民の「教育を受ける権利」…発達権・学習権に対応、国家の制度整備義務
- ・教育の機会均等…差別禁止、能力の違いに応じて異なった教育、経済的困窮者への教育
- ・義務教育
…教育を受けさせる義務（保護する子どもを有する国民の義務）
義務教育の無償（授業料無償説が通説・判例）

⇒高等教育機関の高額費（国立大学の高学費、1975 年私学助成についての参議院決議無視）

貧相な奨学金制度（1984 年日本育英会有利子枠、2017 年日本学生支援機構一部給付開始）

cf. 欧州では国立大学は無償か低額、奨学金はまず給付+貸与

大学進学率全国 59.1 %、東京都 74.2 %、東北・九州の多くが 40 %台（2024 年度）

3 労働者（勤労者）の権利

- ・勤労の権利と義務（27 条）…権利+義務、法定主義、児童酷使の禁止
- ・労働基本権（28 条）
…団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権）
…免責特権（民事免責と刑事免責）

⇒非正規雇用労働者が約 4 割、「働き方改革」一括法制定、女性や非正規雇用労働者格差等

cf. 日本の平均年間総労働時間 1617 時間、仏 1491 時間、独 1331 時間（2024 年）

日本の有給休暇法定最大 20 日・取得日数 12 日、仏 29/31 日・独 27/29 日（2023 年）

日本の時間外・休日労働賃金割増率 25 %・35 %、欧米では 50 %・100 %の国が多い

日本の組合組織率 2024 年 16.1 %、仏 8.8 %、独 16.3 %（2019 年）

日本の労働協約適用率 20 %以下、仏約 90 %、独 60 %で推移

おわりに

- ・一部除き大変素晴らしい理念を有する憲法ができたのに理念の実現ができていない、逆行もまずは理念の実現が先で今改憲ではない、改憲したところで改憲後の憲法も守らないのでは？
- ・権力をとるために大同団結（寛容・節操がない）できる自民党
対立・分裂を繰り返してきた左翼・リベラル
…マイノリティであることの認識不足？ 批判勢力に存在意義はあるが、政策実行のためには国会・社会でマジョリティにならないと無理
- ・日本の労働運動…低い組合組織率・影響力希薄な組合、職住分離、労働者が地域で活動しない
- ・従来の市民運動…担い手は主婦・退職者・学生・特殊な職業人、高学歴傾向、無党派強調
- ・最近の市民運動…脱原発 2012 年 7 月の 20 万人集会、戦争法反対 2015 年 8 月の 12 万人集会
ただし、欧米や韓国と比べると参加者が少ない、だから政権が倒れない
- ・職場でも地域でもそれぞれが必要に応じて憲法で保障された権利・自由行使していく
…学習会・集会・デモに参加する、組合に入る、「権利のための闘争」（イエーリング）

【参考文献】

- ・清水雅彦『憲法入門 法・歴史・社会をつなぐ』（大月書店、2024 年）

2025年11月9日

憲法理念の実現をめざす第62回護憲大会（神奈川大会）

平和憲法とともに歩んだ日本の戦後80年

フォーラム平和・人権・環境

共同代表 染 裕之

1 「日本のいちばん長い日」、80年前の8月14～15日

1) ポツダム会談 1945年7月17日～8月2日

7月16日 アメリカ、人類初の原爆実験に成功

26日 アメリカ、イギリス、中国の三国首脳による「ポツダム宣言」

28日 鈴木貫太郎首相、記者会見でポツダム宣言を「黙殺」すると言明

8月6日 広島に人類初の原爆投下

8日 ソ連、対日戦争に参戦。同日、ポツダム宣言の署名国となる。

9日 長崎に人類二度目の原爆投下

2) ポツダム宣言の受諾～日本国憲法制定

8月14日 日本、ポツダム宣言受諾

15日 天皇の玉音放送

9月2日 東京湾に停泊する戦艦ミズーリ号の甲板で降伏文書に調印

さまざまな条項を含むポツダム宣言で、憲法制定との関係で問題となったのは次の二つ

10項 「…日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ對スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ 言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ」
12項 「前記諸目的ガ達成セラレ且日本国民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルニ於テハ連合国ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルベシ」

ポツダム宣言の受諾をめぐって迷走する日本政府

裕仁（昭和天皇）

鈴木貫太郎 総理大臣

阿南惟幾 陸軍大臣

梅津美治郎 陸軍参謀総長

豊田副武 海軍司令部総長

東郷茂徳 外務大臣

米内光政 海軍大臣

平沼 麒一郎 枢密院議長



「国体護持」に加えて「占領拒否」

「戦犯の自主的裁判」「自主的武装

解除」を加えて和平

「国体護持」のみで和平

3) 立憲主義の主要な要素

- ① 憲法の制定、② 国家権力の制限、③ 人権保障、④ 憲法の優位性

4) 立憲主義の意義

- ① 法の支配、② 民主主義の基盤、③ 人権の保障

2 日本国憲法は「押しつけ憲法」なのか

1) 日本国憲法前文は「平和の誓い」

☆ 憲法前文／国際協調主義 ☆ 憲法第9条／平和主義

日本国憲法前文

日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恩恵を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ日本国民は、(中略) 平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」(下線は講師)

2) 日本国憲法はいじましい?

故・安倍晋三元首相は、この憲法前文を「いじましいんですね。みっともない憲法ですよ、はっきり言って。それは日本人が作ったんじゃないですからね。そんな憲法を持っている以上、外務省も、自分たちが発言するのを憲法上義務づけられていないんだから、国際社会に任せるんだから、精神がそうなってしまっているんですね。そこから変えていくっていうことが、私は大切だと思う。」と言った。

(2012年12月のネット番組で)



故 安倍元首相

日本国憲法が制定されるまでの主な出来事

1945年8月15日	終戦
9月2日	日本が降伏文書に調印
10月11日	マッカーサーGHQ 最高司令官が幣原總理大臣に自由主義化の必要性を示唆

10月27日	松本蒸治大臣を委員長とする「憲法問題調査委員会」が初会合
11月5日	<u>元大学教授など民間の有識者でつくる「憲法研究会」が初会合</u> ※
12月26日	<u>憲法研究会が「憲法草案要綱」を発表</u> ※
1946年1月30日	臨時閣議で松本大臣が「憲法問題調査委員会」でまとめた案を説明・議論
2月1日	憲法問題調査会の試案が毎日新聞によって報じられる GHQは毎日新聞で報じられた案の保守性に驚いたとされる
2月3日	マッカーサー最高司令官がGHQ民生局に憲法草案作成を命じる ※マッカーサーは独自の草案作成にあたって、民生局のホイットニーに「三原則」を伝えた。
	天皇は国の元首の地位にある。職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法の定めるところにより、国民の基本的意志に対して責任を負う。国家の主権的権利としての戦争を廃止する。日本は紛争解決のための手段としての戦争、自己の安全を保持するための手段としてのそれも放棄する。日本の封建制度は廃止される。
2月8日	日本政府が「憲法改正要綱(松本案)」をGHQに提出する
2月13日	GHQのホイットニー民生局長らが、政府にGHQ草案を渡す。政府による「憲法改正要綱(松本案)」は受け入れがたいと拒否
2月26日	政府、GHQ草案に基づく憲法改正草案の作成に着手
3月4日	日本側が「憲法改正草案」をGHQに提出
3月6日	政府が「憲法改正草案要綱」を発表
4月17日	政府、「憲法改正草案」を公表
8月24日	衆議院で憲法改正案を可決(賛成421、反対8)
10月6日	貴族院で可決
11月3日	日本国憲法が公布される
1947年5月3日	日本国憲法が施行される

3) 民間知識人グループ 憲法研究会の「憲法草案要綱」がGHQ草案に与えた影響

国民主権の明確化：「日本國ノ統治権ハ國民ニヨリ發ス」

平和主義：「國民ハ民主主義並平和思想ニ基キ…諸民族トノ協同ニ努ムル義務ヲ有ス」

他にも**男女平等と差別の禁止、言論の自由**などの基本的人権

一方、政府の「憲法問題調査研究会」は、憲法改正の基本原則として「天皇統治権総覽という大原則は不变」との立場を崩していなかった。

GHQ草案作成の中心であったマイロ・ラウエル民放局法規課長は、民間知識人グループが作成した『憲法草案要項』を見て、「この草案を基にいくつか修正すれば満足な憲法を策定できる」と語った。

※ 憲法改正は先駆的な知識人の草案作成を経て、GHQモデルの「基礎」となったもので、

一方的な「押しつけ」ではなく、基本的には日本人が作成した原案に沿ってできたもの

日本国憲法と大日本帝国憲法の違い

日本国憲法		大日本帝国憲法
1946年11月3日	公布	1889年2月11日
国民	主権	天皇
日本国民統合の象徴	天皇	神聖不可侵の元首
不可侵で永久の権利として保障	基本的人権	法律の範囲内で権利を認める
戦争を放棄し、戦力を持たない	戦争と軍隊	天皇が陸海軍を率いる
交戦権を否定する		国民が兵役の義務を負う
国権の最高機関	国会	天皇の協賛機関
普通選挙	選挙	制限選挙
国会の3分の2以上の賛成で発議	改正	天皇が発議
国民投票で過半数の賛成で決定		国会の3分の2以上の賛成で議決

天皇の地位に関する日本国憲法と大日本帝国憲法の比較

日本国憲法	大日本帝国憲法
天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく（第1条）	天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行ウ（第4条）
天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負ふ（第3条）	天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス（第3条）
天皇はこの憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない（第4条）	天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス（第11条）

3 憲法審査会で何が

2012年4月、自民党は憲法改正草案を発表して政権奪還へ右旋回した。

（1）「自衛隊の明記」と「自衛の措置」

- ▶ 憲法改正により自衛隊をきちんと憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」は解消すべき
- ▶ 現行の9条1項・2項とその解釈を維持し、自衛隊を明記するとともに自衛の措置（自衛権）についても言及すべき

現行の憲法9条

【戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認】

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを受け認めない。

自民党改憲草案（第9条全体を維持した上で、その次に追加）

自民党改憲草案【9条の2】

第九条の二 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置を妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の周長たる内閣総理大臣の最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

2 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

自衛隊明記の改憲は、自衛隊が憲法上の「公共性」を付与されることに

- ① 徴兵制の合憲化、② 軍事的徴用制の合憲化、③ 自衛隊のための土地収用の合憲化、④ 軍事秘密法制の強化、⑤ 軍事規律の強化と軍法会議の設置、⑥ 自衛隊関連訴訟への甚大な影響、
⑦ 軍事費の増大と生存権保障の形骸化、⑧ 軍産学複合体の形成の危険性、⑨ 地方自治の形骸化⇒ **市民の人権や生活が重大な影響を受けるであろうことは明らか**

(2) 大地震が発生した時などの緊急事態対応を強化

- ▶ 緊急事態においても、国会の機能をできるだけ維持する
- ▶ それが難しい場合、内閣の権限を一時的に強化し、迅速に対応できるしくみを憲法に規定

参議院の緊急集会／参議院は衆議院の解散とともに閉会となるが、この閉会中に国会の議決を要する緊急の問題が発生したときに、参議院が国会の機能を暫定的に代行する制度が参議院の緊急集会である。内閣は衆議院の解散中に国に緊急の必要があるときは、参議院に対して緊急集会を求めることができる。（憲法第54条第2項）

(3) 合区の解消

- ▶ 地方・都市部を問わず、選挙において「地域」が持つ意味に目を向ける
- ▶ 住民の意思を集約的に反映するよう、都道府県単位の選挙制度を維持

(4) 教育環境の充実

- ▶ 人口減少社会では“人づくり”的重要性はますます高まる。教育の重要性を国の理念として位置づけ、国民誰もがその機会を享受できるようにする
- ▶ 私学助成の規定を現状に即した表現に変更する

現行日本国憲法と自民党改正草案の相違点

	現行日本国憲法	自民党改正草案
① 天皇(第1条)	「象徴」	「元首」
② 戦争放棄(第9条)	「戦争の放棄」 「陸海空軍を保持しない」	「安全保障」 「国防軍を保持する」
③ 個人の尊重(第13条)	「個人としての尊重」 「公共の福祉」	「人としての尊重」 「公益及び公の秩序」
④ 思想・信教・表現の自由 (第19～第21条)	「思想・良心の自由はこれを侵してはならない」	「思想・良心の自由は、保障する」
⑤ 家族(第24条)	(該当条文なし)	「家族は互いに助け合わなければならない」

⑥ 緊急事態条項	(該当条文なし)	「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も(中略)國その他公の指示に従わなければならない」
⑦ 憲法改正手続き(第96条)	「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」	「両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成」
⑧ 最高法規(第97条)	「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」	(削除)

2) 2024年衆院選の結果、枝野立憲民主党元代表が衆議院憲法審査会会長に
薄まる「対立色」…改憲を話し合う衆院憲法審査会に起きた「変化」 積極的な政党でも「意見」バラバラ 【2025年5月9日 東京新聞】

衆議院憲法審査会は8日、衆院解散権の制限をテーマに討議した。少数与党国会となり、野党が問題視してきた解散権や臨時国会の召集期限が取り上げられている。改憲派と護憲派による対立の様相は薄まり、改憲に積極的な政党間でも意見が割れるなど、議論の様相が変化した。

衆議院憲法審査会で討論されたテーマ

3月13日	選挙困難時の立法事実
3月27日	参議院の緊急集会の射程
3月3日	憲法改正国民投票法をめぐる諸問題(放送CM、ネットCM)
4月10日	憲法改正国民投票法をめぐる諸問題(ネットの適正利用、フェイクニュース対策)
4月24日	臨時国会召集期限
5月8日	首相の解散権の制限
5月22日	憲法改正国民投票法をめぐる諸問題(ネットの適正利用、フェイクニュース対策)について参考人より意見聴取
6月5日	憲法と現実の乖離
6月12日	今国会の振り返りと今後の進め方

参議院憲法審査会で討論されたテーマ

4月2日	憲法に対する考え方
4月16日	参議院の緊急集会
5月7日	憲法に対する考え方(災害時の選挙制度)について参考人との質疑
5月21日	憲法と現実の乖離
6月4日	憲法に対する考え方(国民投票法等について)、参考人との質疑
6月18日	国民投票法等

4 憲法を学ぶ意義～私たちが主権者であるために～

※伊藤真さん（弁護士、伊藤塾塾長）

- ① 自分らしく生きる力を身につけるため
- ② 社会の一員として役割を果たすため（社会をよりよくするため）
- ③ 主権者として自分の考えでしっかりと判断できる力を身につけるため

未完成の「戦争する国」、総仕上げの憲法改悪を許してはならない